

金城学院大学動物実験指針

(2006年6月12日制定)

最終改定 2011年12月12日

1 目的

この指針は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文科科学省告示第71号）及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術振興会策定）の趣旨に基づき、金城学院大学（以下「本学」という。）における動物実験の質的向上と実験動物の適正な使用及び取扱を図るとともに、動物実験を行う実験者自ら遵守すべき規範として定めるものである。

2 適用範囲

この指針は、本学において実施するすべての動物実験に適用する。

3 施設、設備、組織の整備

学長及び関係部局長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な動物実験の場及び飼育設備を整備するとともに、その管理運営に必要な体制の整備に努めなければならない。

4 動物実験計画書の提出及び審査

- (1) 動物実験をする実験者は、動物実験計画書を提出しなければならない。
- (2) 動物実験計画書の審査及び動物実験に必要な指導助言は、本学動物実験委員会（以下「委員会」という。）で行う。
- (3) 委員会に関する事項は、これを別に定める。

5 実験計画の立案

- (1) 実験者は、動物実験の範囲を教育、研究目的に必要最小限にとどめるよう配慮しなければならない。
- (2) 実験者は、科学的観点から最も適正な実験動物種の選択、実験方法の検討を行わなければならない。
- (3) 実験者は、研究計画について委員会の審査及び学長の承認を得なければならない。また、実験者は、動物実験に代替しうる方法の可能性を十分に検討しなければならない。
- (4) 実験者は、供試動物の選択にあたり、実験成績の精度並びに再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的あるいは微生物学的品質、育成環境等を考慮し、特に微生物学的品質に関しては、施設の管理者の指示に従わなければならない。
- (5) 実験者は、野生動物を用いる場合には、自然保護の観点からも十分に検討すること。また、いわゆるワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約〔昭和55年条約第25号〕）等に抵触しないようにしなければならない。

6 実験動物の導入

- (1) 実験者は、動物を施設へ導入するにあたり、動物の発注条件、異常、死亡の有無を確認するとともに、動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録しなければならない。
- (2) 実験者は、導入された動物について、感染症その他の疾病の検疫を実施又は確認するものとし、動物を新しい飼育環境に馴化させるよう努めなければならない。
- (3) 動物の検収及び検疫の業務は、全部又は一部について、施設の管理者の指導監督の下に熟練した技術者に依頼することができる。

7 実験動物の飼育管理

- (1) 飼育室及び飼育機器は、動物の逃亡を防ぐとともに外部からの汚染元となる微生物の侵入を防ぐものでなければならない。

- (2) 実験者は、動物実験の施設や設備の適切な維持管理を行い動物の健康及び安全に十分留意し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行い、可能な限り清潔で快適な環境で飼育するようにしなければならない。
- (3) 実験者は、実験中のみならず施設への導入時から不要処分にいたる全ての期間にわたって、動物の状態を仔細に観察し記録し適切な処置を施さなければならない。
- (4) 実験者は、実験動物の汚染等により施設が汚染されないよう必要な措置を講じなければならない。

8 実験操作

- (1) 実験者は、腫瘍等の動物への移植又は培養細胞の動物への移入、あるいは動物の免疫機能を低下させるような実験等を行う場合には、感染防御に十分注意を払わなければならない。
- (2) 実験者は、動物に無用な苦痛を与えないように配慮しなければならない。無用な苦痛があると委員会が判断した場合は、実験方法等の変更を求めることができる。

9 実験終了後の措置

実験者は、実験を終了又は中断し不要となった動物の処置については、速やかに苦痛から解放させるため、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）に定める方法により措置するものとする。

10 安全管理等に特に注意を要する実験

実験者は、物理学的、化学的、もしくは生物学的に特に注意を要する試料又は病原体を取り扱う動物実験を実施する場合、人の安全の確保に努めなければならない。また、飼育環境の汚染により他の動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれないようにするとともに実験施設周辺への汚染防止に努めなければならない。

11 他の機関で定められた指針等との関係

実験者が所属する学会等他の機関で動物実験にかかわる指針を定めている場合には、その指針を熟知するとともに遵守しなければならない。もし、その指針等とこの指針とに矛盾が生じた場合は、委員会に判断を求めるものとする。

12 指針の改廃

この指針の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則（2006年6月12日常任理事会）

この指針は、2006年6月12日から施行する。

附 則（2011年12月12日常任理事会）

この指針は、2011年12月26日から施行する。